

NPO 法人下松べんけい号を愛する会

定款の一部変更について お知らせ

2019年5月25日の定時総会において、第9章 53条の（公告の方法）について、次のとおり議決しましたので、同日から実施します。

①現行の定款

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行います。

②変更後の定款

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行います。

以上